

判決年月日	平成25年10月30日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成25年（行ケ）第10036号		
○審決の引用発明の認定には誤りがあるとして、拒絶査定不服審判請求不成立審決が取り消された事例。			

（関連条文） 特許法29条2項

判決は次のとおり述べて、審決による引用発明の認定には誤りがあるとして拒絶査定不服審判請求の不成立審決を取り消した。

「本願発明は、従来技術においては、各日の各デマンド時限のデマンド値を把握しつつ、他の複数の日のデマンド値と比較することが困難であったとの課題を解決するための発明である。本願明細書には、「デマンド時限」とは電力会社などが設定した時間の区切りであって、例えば「0～30分、30～60分」の30分間の単位が考えられるとされ、「デマンド値」とはデマンド時限における平均使用電力を指し、「デマンド値」が、電気料金の基本料金の計算に使用されたり、契約電力の基準とされたりするため、過去所定期間（例えば、過去12カ月）の最大値を更新しないように対策を立てる必要がある旨が記載されている。

他方、引用例1には、「所定の時間」について、電力会社などが設定した時間の区切りであることや、「所定の時間毎のエネルギー消費量の実績値」が、電気料金の基本料金の計算に使用されることや契約電力の基準となることについての記載及び示唆はない。のみならず、引用例1では「一例として、以下では1時間毎のエネルギー消費量を計測可能であるとする」としており、電力会社で通常採用される30分単位のデマンド時限（甲9）と異なる単位時間を例示していることからすれば、引用発明においては、当該「所定の時間」としてデマンド時限を採用することは示されていないと解するのが相当である。

そうすると、引用発明に、「各日の区画にて各軸の目盛に従って各デマンド時限のエネルギー消費量の実績値を表示するエネルギー消費量の実績値の棒グラフによる表示と、を有する」との構成中の「各デマンド時限のエネルギー消費量の実績値を表示する」との技術事項が記載、開示されているとした審決の認定には、誤りがある。」